



〈別表〉

○申告相談地区割日程表

日 程	地 区 割
2月18日(金)	大総地区・東陽地区
2月21日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月22日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月23日(水)	上堺地区・白浜地区
2月24日(木)	大総地区・東陽地区
2月25日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月28日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
3月1日(火)	上堺地区・白浜地区

※上記日程で都合の悪い方は、その他の日でも相談をお受けします。

譲渡所得のある方

平成22年中に土地や建物等の不動産をお売りになった方や株式等の資産をお売りになった方は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。

※譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けられますようお願いいたします。

消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日まで

○平成22年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- ・平成20年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ・平成20年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成21年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

○消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

○2月16日(水)から3月15日(火)まで、町の申告相談会場でも消費税確定申告(簡易課税申告のみ)の受付を行います。

◆問い合わせ

東金税務署

☎ 0475(52)3121

税務課課税班

☎ (84)1212

◎国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

〔所得税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書〕  
〔消費税等の確定申告書・贈与税の申告書〕が作成可能!

- 国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で入力した申告書データ(贈与税は除く)に電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができる e-Tax (イータックス) があります。e-Tax をご利用いただくためには、所定の手続きが必要ですので国税庁ホームページをご覧ください。
- また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。
- よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに、24時間いつでも調べることができる「タックスアンサー」もありますので、ぜひご利用ください。



申告・納税・申請すべておまかせ e-Tax

詳しくは

国税庁

検索